規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第７条及び附属書Ｂの５（ａ）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

１　件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

２　対象

・肉及び食用のくず肉（02.01，02.02，02.03，02.04，02.05，02.06，02.07，02.08，02.09）
・魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（03.02，03.03，03.04，03.06，03.07，03.08）
・酪農品及び鳥卵（04.01，04.07，04.08）
・動物性生産品（05.04）
・穀物（10.06）
・動物性の油脂（15.01，15.02，15.06）

３　趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ベンズピリモキサンに係る残留基準値を改正する。

４　施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

５　照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局　食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
TEL 03-5253-1111　内線 4290
FAX 03-3595-2432

６　意見提出期限

意見提出不可

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第７条及び附属書Ｂの５（ａ）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

１　件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

２　対象

・食用の野菜、根及び塊茎（07.03, 07.04, 07.05, 07.06, 07.08, 07.09, 07.10, 07.14）

３　趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ブロフラニリドに係る残留基準値を改正する。

４　施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

５　照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局　食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
TEL 03-5253-1111　内線 4290
FAX 03-3595-2432

６　意見提出期限

意見提出不可

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第７条及び附属書Ｂの５（ａ）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。

記

１　件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

２　対象

・食用の野菜、根及び塊茎（07.02，07.04，07.05，07.07，07.09，07.10）
・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01，08.02，08.04，08.05，08.06，08.07，08.08，08.09，08.10，08.11，08.14）
・茶及び香辛料（09.02，09.04，09.05，09.06，09.07，09.08，09.09，09.10）
・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.07）

３　趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬シクラニリプロールに係る残留基準値を改正する。

４　施行予定日

一定の周知期間の後、施行する予定

５　照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局　食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
TEL 03-5253-1111　内線 4290
FAX 03-3595-2432

６　意見提出期限

意見提出不可

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第７条及び附属書Ｂの５（ａ）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

１　件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

２　対象

・肉及び食用のくず肉（02.01，02.02，02.03，02.04，02.05，02.06，02.07，02.08，02.09）
・魚及び軟体動物（03.02，03.03，03.04，03.07）
・酪農品及び鳥卵（04.01，04.07，04.08）
・動物性生産品（05.04）
・食用の野菜、根及び塊茎（07.01，07.02，07.03，07.04，07.05，07.06，07.07，07.08，07.09，07.10，07.13，07.14）
・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01，08.02，08.03，08.04，08.05，08.06，08.07，08.08，08.09，08.10，08.11，08.14）
・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.01，09.02，09.03，09.04，09.05，09.06，09.07，09.08，09.09，09.10）
・穀物（10.01，10.02，10.03，10.04，10.05，10.06，10.07，10.08）
・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01，12.02，12.04，12.05，12.06，12.07，12.10，12.12）
・動物性の油脂（15.01，15.02，15.06）

３　趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬ジクワットに係る残留基準値を改正する。

４　施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

５　照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局　食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
TEL 03-5253-1111　内線 4290
FAX 03-3595-2432

６　意見提出期限

ＷＴＯ事務局から配付された後 60 日間

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第７条及び附属書Ｂの５（ａ）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

１　件名

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部改正

２　対象

・肉及び食用のくず肉（02.01，02.02，02.03，02.04，02.05，02.06，02.07，02.08，02.09）
・酪農品及び鳥卵（04.01，04.07，04.08）
・動物性生産品（05.04）
・食用の野菜、根及び塊茎（07.01，07.02，07.03，07.04，07.05，07.06，07.07，07.08，07.09，07.10，07.13，07.14）
・食用の果実、ナット及びかんきつ類の果皮（08.01，08.02，08.03，08.04，08.05，08.06，08.07，08.08，08.09，08.10，08.11，08.14）
・コーヒー、茶、マテ及び香辛料（09.01，09.02，09.03，09.04，09.05，09.06，09.07，09.08，09.09，09.10）
・穀物（10.01，10.02，10.03，10.04，10.05，10.06，10.07，10.08）
・採油用の種及び果実、各種の種及び果実（12.01，12.02，12.05，12.06，12.07，12.10，12.12）
・動物性の油脂（15.01，15.02，15.06）

３　趣旨及び目的

食品の安全性を適切に確保する必要性があることから、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、食品中の農薬テブコナゾールに係る残留基準値を改正する。

４　施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

５　照会先

厚生労働省医薬・生活衛生局　食品基準審査課残留農薬等基準審査室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関１－２－２
TEL 03-5253-1111　内線 4290
FAX 03-3595-2432

６　意見提出期限

ＷＴＯ事務局から配付された後 60 日間